

北本市空き家等対策庁内検討委員会設置要綱

平成28年6月9日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の目的達成のため、空き家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、協議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する協議会の設置等に関すること。
- (2) 管理不全な空き家等が著しく危険で切迫した状態にあると判断された場合の措置に関すること。
- (3) その他空き家等対策について必要なこと。

(組織)

第3条 委員長は、都市整備部長をもって充てる。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部税務課長
- (3) 市民経済部くらし安全課長
- (4) 市民経済部環境課長
- (5) 市民経済部市民課長
- (6) 市民経済部産業振興課長
- (7) 福祉部福祉課長
- (8) 都市整備部建築開発課長
- (9) 教育部学校教育課長

(運営)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会が開催されたときは、市長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。